

令和6年度山陽小野田市自立支援協議会

と き：令和7年1月29日（水）14：00～

ところ：市役所3階大会議室

会 議 次 第

- 1 部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議事
 - (1) 相談支援の状況について
 - ・相談件数及び相談内容
 - ・地域生活支援拠点の対応実績
 - (2) 自立支援協議会の地域課題への取組について
 - ・定例会
 - ・運営協議会
 - ・専門部会（権利擁護部会・就労部会）
 - (3) 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について
 - ・ソーシャルインクルーホーム山陽小野田郡
 - (4) 第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画の成果目標に係る評価
 - ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援の充実
 - ・福祉施設から一般就労への移行等
 - ・相談支援体制の充実・強化等（個別事例について協議）
 - (5) その他

○配布資料

- 【資料1】 相談支援の状況について
- 【資料2】 自立支援協議会の地域課題への取組について
- 【資料3】 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について
- 【資料4】 第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画の成果目標について
- 【資料5】 山陽小野田市自立支援協議会委員名簿
- 【資料6】 山陽小野田市自立支援協議会規則
- 【別紙1】 事業評価シート（ソーシャルインクルーホーム山陽小野田郡）
- 【別紙2】 自立支援協議会組織図
- 【別紙3】 事例検討
- ・きらきらプラン

資料 1

1 相談支援の状況について

「相談支援事業所のぞみ」に相談支援事業を委託しており、相談件数は次のとおりである。

(1) 相談件数 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度(4月～12月)
新規	132	103	77
再来	1119	1262	714
合計	1251	1365	791

(2) 障害別相談件数 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度(4月～12月)	
① 身体障害	33	25	11	7.6%
② 重度心身障害	0	2	2	1.4%
③ 知的障害	53	30	20	13.9%
④ 精神障害	115	133	78	54.2%
⑤ 発達障害	44	55	29	20.1%
⑥ 高次脳機能障害	5	1	2	1.4%
⑦ その他	2	0	2	1.4%
合計	252	246	144	100.0%

(3) 支援方法別相談件数 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度(4月～12月)	
① 訪問	136	94	38	4.8%
② 来所	55	47	43	5.4%
③ 同行	63	81	31	3.9%
④ 電話	432	405	223	28.2%
⑤ メール	11	0	0	0%
⑥ 個別支援会議	28	6	10	1.3%
⑦ 関係機関との連絡	616	732	446	56.4%
⑧ その他	0	0	0	0%
合計	1251	1365	791	100.0%

(4) 相談内容別件数

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度（4月～12月）	
① 福祉サービスの利用等	875	1119	688	61.2%
② 障害や病状の理解	6	0	0	0%
③ 健康・医療	18	20	6	0.5%
④ 不安の解消・情緒安定	301	263	134	11.9%
⑤ 保育・教育	5	1	0	0%
⑥ 家族関係・人間関係	69	0	0	0%
⑦ 家計・経済	8	50	15	1.3%
⑧ 生活技術	15	10	0	0%
⑨ 就労	65	14	1	0.1%
⑩ 社会参加・余暇活動	0	1	2	0.2%
⑪ 権利擁護	0	4	3	0.3%
⑫ その他	398	532	276	24.5%
合計	1760	2014	1125	100.0%

◆令和6年度における相談内容

① 福祉サービスの利用等	情報提供、施設見学同行、サービス利用開始に関する支援
② 障害や病状の理解	なし
③ 健康・医療	健康に関する助言、訪問看護の説明や紹介
④ 不安の解消・情緒安定	情緒の安定、不安解消
⑤ 保育・教育	なし
⑥ 家族関係・人間関係	なし
⑦ 家計・経済	障害年金の相談、詐欺電話の相談、謝金問題・返済方法に関する相談
⑧ 生活技術	なし
⑨ 就労	職場面接に向けての助言やアドバイス
⑩ 社会参加・余暇活動	情報提供
⑪ 権利擁護	弁護士相談に同行、消費者センターに同行
⑫ その他	関係機関との連携、情報共有、カンファレンスへの参加 自宅への同行訪問、知的障害者更生相談所巡回相談に同行

(5) 地域生活支援拠点の対応実績（平成31年4月1日整備）

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。

主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤体制づくりの5つを柱としている。

(ア) 相談件数 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度（4月～12月）
実件数	31	23	25
延件数	126	156	98

(イ) 実件数の障害別内訳 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度（4月～12月）
① 身体障害	2	3	5
② 知的障害	13	3	5
③ 精神障害	10	11	11
④ 児童	6	6	4
合計	31	23	25

(ウ) 夜間・休日の相談延件数 (件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度（4月～12月）
① 夜間	0	0	2
② 休日	0	0	0
合計	0	0	2

(エ) 令和6年度における対応内容（予定を含む。）

① 困難事例への対応	・施設見学・個別支援会議への参加 ・訪問看護情報提供 ・医療機関との情報共有 ・法律相談同行 ・サービス利用調整・通院同行・安否確認訪問 ・ネット通販トラブル ・小学校での支援会議
②地域の相談支援体制強化の取組	・市内の相談支援事業所への支援 ・障害者相談員研修会への参加 ・相談支援事業所研修会の企画、講師
③ 地域移行・地域定着の取組	・病院訪問（退院調整）
④ 成年後見制度利用支援の取組	・権利擁護について社協に同行 ・成年後見制度の説明 ・山陽小野田市成年後見制度利用促進会議への出席
⑤ その他	・医療的ケア児連絡会議への参加 ・発達障害児地域支援体制の協議 ・圏域相談支援事業所スキルアップ研修への参加

(オ) 緊急時短期入所利用実績

(件)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(4月～12月)
件数	3	1	1

(カ) 地域生活支援拠点整備事業における事前登録について

家族の入院等緊急時に、障がいのある方へ医療や障害福祉サービスの調整を行うためには、状況把握が必要になる。

早急に調整を行うためには、障がいのある方がどのような支援が必要なのか、どのような医療を受けておられるのか、またどのようなことに気を付けていかなければならないか等の情報が必要となるため、同意をいただいた上で、事前に状況の登録を行うこととしている。

① 訪問対象者 ※下記のうち、障害福祉サービスを利用していない方

R 1	療育手帳所持者のうち、本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	10 人
R 2	療育手帳所持者のうち、本人 20 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	2 人
R 3	身体障害者手帳所持者のうち、視覚、聴覚の障害 1 級 2 級の本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	4 人+登録希望者(療育手帳所持者)
R 4	R1 の対象者のうち、未登録者	5 人
R 5	身体障害者手帳、視覚障害 1 級 2 級のうち 18 歳以上 65 歳未満の方で、独居又は同居家族 70 歳以上のみの方	4 人
R 6	精神障害者福祉手帳 1 級所持者のうち 18 歳以上 65 歳未満でかつ、独居又は同居家族 70 歳以上のみの方	10 人
R 7 予定	身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由 1, 2 級の方のうち、18 歳以上 65 歳未満の方で、独居又は同居家族 70 歳以上のみの方	未抽出

② 訪問結果 (R 6)

- ・ 2 名の方が事前登録の希望あり。

【事前登録されなかった方の理由】

- ・ 精神科病院に長期入院中で、退院の予定がないため。
- ・ 入院中であり、今後も障害福祉サービスを利用する可能性が低いと判断したため。

③ 訪問後の取組

原則として 2 年に 1 回、登録者に状況を確認し、登録情報の更新を行う。

2 自立支援協議会の地域課題への取組について

(1) 定例会

(ア) 目的：地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

①関係機関との顔の見えるネットワークを構築し、連携強化を図る。

②相談状況や事業所の現状を把握する。

③相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の資質の向上を図る。

(イ) 開催日時：原則毎月第 1 木曜日 13：30～15：00

(ウ) 構成員：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所（障がい児・者通所施設、入所施設等）、社会福祉協議会、訪問看護事業所、障害者就業・生活支援センター、医療機関等

(エ) 令和 6 年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
4 月 4 日	事務連絡、情報交換、ウォーミングアップ（手話）	25 人
5 月 9 日	研修「防災対策について～日常における災害への備え～」（総務課危機管理室）	32 人
6 月 6 日	研修「身近にひそむ消費者トラブル」（消費生活センター）	31 人
7 月 4 日	施設見学（ひまわり～元気っ子～）	19 人
8 月 1 日	グループワーク「介護との連携～高齢化に伴う介護保険へのサービス移行～」（ケアマネ参加）	34 人
9 月 5 日	研修「成年後見制度～法と福祉の連携～」（法テラス）	25 人
10 月 3 日	施設紹介（山口県立宇部総合支援学校）	20 人
11 月 7 日	研修・事例検討「地域生活支援拠点について」（相談支援事業所のぞみ）	21 人
12 月 5 日	情報交換「事業所との意見交換・情報共有（事故防止・虐待防止・研修内容など）」	20 人
1 月 8 日	権利擁護研修「事業所による合理的配慮の提供義務化について」（宇部フロンティア大学短期大学部副学長 近藤鉄浩様）	23 人
2 月 6 日	研修「ファミリーサポートセンター、児童手当、特別児童扶養手当について」（子育て支援課）	
3 月 6 日	情報交換、次年度について	

※ZOOM と対面の 2 方式での開催。

(2) 運営委員会

(ア) 目的：協議会の円滑な運営及び、施策の推進を行うために運営委員会を行う。

(イ) 開催頻度：3 か月に 1 回

(ウ) 構成員：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会、
障害者就業・生活支援センター、行政（障害福祉課）

(エ) 令和 6 年度参加者数

開催日	参加人数
6 月 6 日	5 人
9 月 5 日	5 人
12 月 5 日	3 人
3 月 6 日	

(3) 令和 6 年度の定例会・運営委員会で報告された課題

課題	詳細・対応等
障害に対する理解の促進	◆ 地域住民の障害に対する理解が必要である。 【対応】 1 市は、あいサポーター研修や精神保健福祉講座等の研修・講演演を開催し、普及啓発を行う。 2 市は、障害者週間に展示を行い、普及啓発を行う。 3 権利擁護部会は、健康フェスタ等のイベントで障害の理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。 4 FMスマイルウェ〜ヴでのPRを行う。
地域包括ケアシステム	◆ 本人と家族が共依存しており、地域移行が進まない。 ◆ 個々の支援体制を考えると、各事業所ができることをイメージすることが難しい。 【対応】 1 市は、事例検討等の地域移行支援に関する研修を行い、各事業所が実施可能な支援についてイメージできるようにする。 2 市は、個々の支援体制を整える中でシステムを構築し、地域生活支援拠点の機能強化を行う。 3 支援者は、児童や高齢者に関する機関、医療機関等の関係機関と連携し、ケースに応じた支援やその体制を整えるため、研修等で他機関と顔の見える関係づくりを行う。 4 支援者は、本人や家族の思いを引き出し、それぞれの課題を抽出するとともに解決に努め、本人に寄り添った支援を行う。
成年後見・権利擁護	◆ 制度利用までの流れがわかりづらい。 ◆ 成年後見人にできることがわからない。 ◆ 成年後見制度の利用が進まない。 【対応】 1 市は、成年後見制度・権利擁護に関するチラシを窓口に常置し、普及啓発・周知を図る。 2 市は、支援者が制度を正しく理解し、必要な方に正しく伝え

	ることができるように事例報告や研修を開催する。
防災	◆ 避難するタイミングについて判断が難しい。 ◆ 障害のためなれない場所へ行くことで不安定になる場合や医療ケアなどの問題もあり、避難場所へ避難することへ抵抗がある場合がある。 【対応】 1 市は、避難する場所や避難するタイミングをあらかじめ支援者や家族と日ごろから話合う必要性について周知する。 2 市は、障害者が避難場所でも意思疎通ができるツールとしてヘルプカードについて周知を行う。 3 市は、内服薬など必ず必要なものはすぐに持ち出すことができるよう準備しておく等防災に備えた準備について周知しておく。
障害福祉サービス	◆ 介護保険への移行がスムーズにいかない。 【対応】 1 市は、利用者の介護保険サービスへの移行を円滑に進めるため支援者が介護保険サービスに関する知識を得ることができるよう研修を開催する。 2 支援者は、利用者が 65 歳に達する前から、将来を見据えて利用者やその家族と話を重ねていく。 3 研修などで、相談員とケアマネジャーの顔の見える関係作りを行い、スムーズにサービス移行ができるようにする。
就労	◆ 工賃に不満を持っている利用者がいるが、仕事がなく工賃アップにつながらない。 ◆ 利用者が高齢化しており、細かい作業が困難となる等できる仕事が少なくなっている。 ◆ 就労サービス事業所の普及啓発が不足している。 【対応】 1 市は、障害者週間に展示を行い、普及啓発を行う。 2 就労部会は、健康フェスタで障害の理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。 3 就労部会は、共同受注等を検討し課題解決に努める。 4 支援者は、状況に応じてサービスの内容を見直す等必要時サービスの調整を行う。
消費者トラブル	◆ 支払いを済ませた後に相談されるケースが多く、未然に防ぐことが難しい。 【対応】 1 消費者支援センターの役割を支援者が理解し、必要に応じて相談する（相談を勧める） 2 詐欺の手口などについて支援者が理解できるよう事例を紹介し、注意喚起できるようにする。
合理的配慮について	◆ 障害者差別解消法の事業所による合理的配慮の義務化についての周知が不十分である。

	【対応】 1 権利擁護部会は、健康フェスタ等のイベントで障害者差別解消法、事業所による合理的配慮の義務化について普及啓発を行う。 2 FMスマイルウェ〜ヴでのPRを行う。 3 権利擁護部会は、部会研修で障害者差別解消法、事業所による合理的配慮の義務化について研修を行う。
--	---

(4) 専門部会：権利擁護部会

(ア) 目的：障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するために関係機関と連携し、ネットワークづくりと普及啓発を行う。

(イ) 構成員：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、光栄会障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和6年度の内容・参加者数

◆令和6年度のテーマ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

開催日	内容	参加人数
6月6日	部会の活動内容について	5人
9月5日	権利擁護研修について	5人
11月17日	SOS健康フェスタ	4人
12月3日～ 12月9日	障害者週間に併せて、厚狭地区複合施設で市内障害福祉サービス事業所利用（児）者の作品を展示 市役所ロビーでは厚狭地区複合施設の作品展示の画像をモニターで掲示。	15事業所
1月8日	権利擁護研修「事業所による合理的配慮の義務化について」（宇部フロンティア大学短期大学部 副学長 近藤鉄浩様）	23人
3月8日	精神保健福祉講座「愛着障害ってなんだろう？～心に寄り添う理解のために～」（片倉病院）	

(5) 専門部会：就労部会（令和5年度～）

(ア) 目的：各事業所が連携を深め、工賃向上等に向けて取り組み、障がいのある人の就労を支援することで、障がいのある方が働き続けることができる地域を目指す。

(イ) 構成員：就労支援事業所、相談支援事業所、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和6年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
5月9日	令和6年度の活動、HP掲載の事業所情報について	12人
8月1日	パンフレット（案）についての検討	15人
11月7日	パンフレットの整理、SOS健康フェスタへの参加について	9人
11月17日	SOS健康フェスタにて事業所利用者が作成した作品の販売	3事業所
2月6日	第4回就労部会開催予定	

3 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について

(1) ソーシャルインクルー山陽小野田郡の実施状況について

(ア) 事務事業調書

別紙 1 参照

(イ) 令和 5 年度自立支援協議会が出された意見

- ・日中サービス支援型のグループホームが開所したことにより、これまで外部利用型グループホームでは受け入れが難しいと言われていた重度の障がいがある方も、支援を受けることができる環境が整ったと評価できる。
- ・今後もグループホームの利用を考えている方が見学や体験ができるよう、御協力をお願いしたい。
- ・日中サービス支援型グループホームの支援によって、年齢の若い利用者の自立度が高まることを期待している。

(2) 関係規定

- (ア) 基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

基準省令第213条の10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- (イ) 解釈通知：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

解釈通知 第154(3)④ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

4 第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画における成果目標に係る評価

(1) 障害福祉計画の中で、自立支援協議会に関する部分の抜粋

- 1 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（計画 P40）
 - ・ 自立支援協議会（定例会及び運営委員会）で地域課題への取組を行っています。

本会議の役割

- ・ 自立支援協議会の地域課題への取組内容について評価

- 2 地域生活支援の充実（計画 P41）
 - ・ 地域生活支援拠点を整備し、取組を行っています。

本会議の役割

- ・ 機能の充実を図るため、運用状況の検証及び検討

- 3 福祉施設から一般就労への移行等（計画 P42）
 - ・ 自立支援協議会専門部会（就労部会）において取組を進めています。

本会議の役割

- ・ 就労部会の取組の評価

- 4 相談支援体制の充実・強化等（計画 P43）
 - ・ 定例会において、相談支援事業所参画による事例の検討を行い、地域のサービス基盤を強化しています。

本会議の役割

- ・ 個別事例についての協議
別紙3 参照

山陽小野田市自立支援協議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

1	山陽小野田精神保健家族会		池田 はるみ
2	一般公募		岩井 和子
3	指定障害福祉サービス事業所まつば園	就労指導員兼就労定着支援員	小林 利恵
4	社会福祉法人神原苑	管理者兼児童発達支援管理責任者	澤村 知美
5	宇部公共職業安定所	業務次長	須藤 淳子
6	山陽小野田市社会福祉協議会	地域生活支援センター長	若松 勇輔
7	小野田心和園	地域移行推進室相談員	田中 彰
8	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長	中村 尚子
9	山口大学大学院医学系研究科	講師	長谷 亮佑
10	山陽小野田市学校教育課	課長	山本 敦士
11	相談支援事業所のぞみ	相談支援専門員	廣石 義和
12	山陽小野田医師会	理事	廣田 勝弘
13	小野田赤十字訪問看護ステーション	管理者	弘永 加奈枝
14	光栄会障害者就業・生活支援センター	所長	網広 孝明
15	山陽小野田市障害者協議会	会長	宮川 力雄
16	山口県宇部健康福祉センター	主査	鉄原 伴子
17	一般公募		山岡 好弘
18	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	会長	山下 聡之
19	山陽小野田こども発達支援センターとことこ	施設長	吉水 多加志

(五十音順、敬称略) 令和6年4月1日現在

山陽小野田市自立支援協議会規則

平成21年9月25日規則第44号
最終改正 平成31年4月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、山陽小野田市に居住する障害者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスについての総合的な調整・連携の下、障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害者や家族・地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定例会)

第5条 地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(運営委員会)

第6条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、市が相談支援事業を委託している相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の一般相談支援事業所又は同法第51条の20第1項の特定相談支援事業所をいう。）の相談支援専門員及び、障害福祉サービス事業所を代表する者をもって構成する

4 前項の規定にかかわらず、運営委員長が必要と認めるときは、協議会の委員を運営委員会に招集できる。

5 運営委員長は、運営委員の中から互選により定める。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会員は、運営委員会の中で問題解決に必要と認めた委員をもって構成する。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

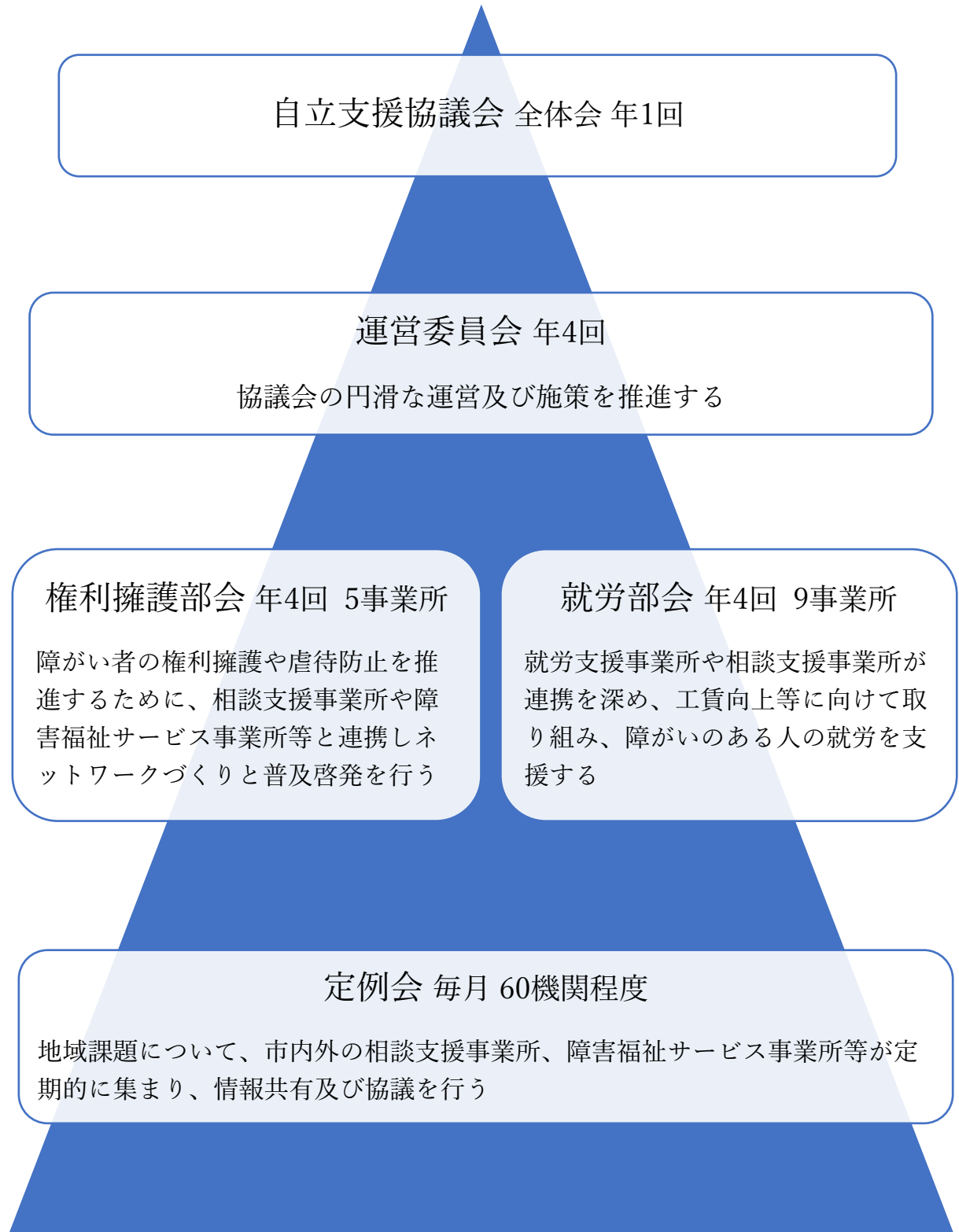
第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

項目	【内容】			
1. 施設概要	法人名	ソーシャルインクルー株式会社		
	事業所名	ソーシャルインクルーホーム山陽小野田郡		
	事業所所在地	山陽小野田市大字郡 3 1 7 8 - 1		
	定員（共同生活援助）	20人		
	定員（短期入所）	2人		
	共同生活住居数	20戸		
	【住居の内訳】			
	【定員数の内訳】			
	（住居名を記載）	10人		
	（住居名を記載）	10人		
（住居名を記載）	人			
（住居名を記載）	人			
（住居名を記載）	人			
2. 人員配置	管理者	1人		
	サービス管理責任者	1人		
	【日中】			
	世話人	(実配置職員数) 18人 (常勤換算後) 5.8人		
	生活支援員	(実配置職員数) 5人 (常勤換算後) 3.9人		
	【夜間】			
	世話人	(実配置職員数) 11人 (常勤換算後) 1.4人		
	生活支援員	(実配置職員数) 5人 (常勤換算後) 1.2人		
	3. 利用者の状況 (R5. 11. 1現在)	支援区分	身体障害	区分6： 2 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 2 人
			知的障害	区分6： 人、区分5： 3 人、区分4： 2 人、区分3： 1 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 6 人
精神障害			区分6： 人、区分5： 4 人、区分4： 3 人、区分3： 4 人、 区分2： 1 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 2 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 10 人	
難病等			区分6： 人、区分5： 人、区分4： 人、区分3： 人、 区分2： 人、区分1： 人、区分なし： 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者： 人 グループホーム外で日中を過ごす利用者： 人	
年齢		60代以上： 4 人、50代： 5 人、40代： 7 人、30代： 2 人、 20代： 2 人、10代： 人		
利用者の障害特性等		医療的ケアの必要な者： 人		
		強度行動障害のある者： 1 人		
		その他： 人		

4. 運営状況	日中をGH内で過ごす利用者に対してどのような支援を行っているか。	個別支援計画をもとに、起床から就寝までスケジュールを作成し、利用者自身が常時確認できるところに提示している。 またスケジュール内容が散歩等の場合は職員と一緒にやっている。
	外出や余暇活動等は実施しているか。	週に1回は買い物支援を行っている。また誕生日やクリスマスといったイベント時期には職員がおやつを作成したり、季節に合わせた飾りつけ等を行っている。
	家族や地域との交流の機会を設けているか	その希望に応じて面会や外出、外泊の支援を実施している。 また希望者には手紙の投函支援を行っている。
	日中をGH内で過ごす利用者が地域との関係が希薄にならないためにどのような取組をしているか。	週に1回訪問介護、訪問歯科、月に1回の訪問理容の外部サービスを利用。 週に1回以上社用車にて近隣のディスカウントストアへ買い物に出かけている。
	医療機関とはどのような連携体制をとっているか。（医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康チェック方法等）	フクシア紫苑リハビリ内科クリニック医療連携しており、毎週一回月4回看護師の訪問があり、健康管理を行っている。 日々の健康管理では毎朝バイタルチェックを行い、異常を早期発見できるようにしている。
	利用者の権利擁護の配慮のための取組を行っているか。	要望、苦情申し立て先及び虐待防止、身体拘束禁止に関する相談窓口を当事業所及び事業者に設置すると共に、第三者委員会を選任している旨、重要事項説明書に明記及び事業所内に提示を行っている。 定期的に職員研修の実施。
	相談支援事業所は別法人の事業所を利用することで公平さを確保できているか。 （同一法人の相談支援事業所を活用している場合はその理由は何か。）	同一法人相談事業所を利用していない。
	他の外部サービスを利用できているか。また利用者の外部サービスに対するニーズを把握できているか。	利用者の8割以上が就労系か生活介護の外部サービスを利用している。各部サービス利用で生じる様々な要望や悩み相談に関して、各相談事業所に報告し連携している。
	短期入所は緊急時利用に対応できているか。	該当事例なし。しかしながら24時間職員配置しており、直ぐに情報共有し受け入れ可能体制を整えている。
	協議会からの要望、助言にはどのように対応しているか（対応する予定か。）。	今後、要望には対応していく予定。
	その他 （事業所独自の取組等）	

自立支援協議会 組織図

(別紙2)



基本情報
年齢：52歳 性別：女性 障害支援区分：3 主な疾患：統合失調症（精神障害者保健福祉手帳1級） その他：障害基礎年金1級受給中
家族構成
母親 83歳（同居） 妹 40代（県外在住で今まであまり関わっていない）
現状
・ 本人は、長期的に精神科の入退院を繰り返している。入院中は通帳を病院に預けているが、在宅の時は母親と2人で生活するため、金銭管理は母親が行っている。 ・ 母親は、近所にいる母親の友人がいろいろ世話をしてくれる代わりに、お礼として友人にお金を渡す等の行動がある。生活費や友人へ渡すお金を本人の貯金から支払うことがあった。 ・ 一時期、金銭管理について社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用していたが、母親が本人のお金を自由に使えないという理由から日常生活自立支援事業の利用をやめている。
協議内容
現在本人は入院中であるが、在宅に戻る場合、母親との生活を分離することも踏まえどのような支援が考えられるか。また、どのように関係機関と連携をとるとよいか。
グループワークで出た意見
・ 本人と母親の生活を分けて考える。本人の生活の場としては、宿泊型自立訓練やグループホームがいいのではないか。また、母の生活についてもケアマネと連携を取りながら並行して考えていく必要がある。 ・ 在宅での生活を考えた場合、本人のお金を守る支援が必要となるのではないか。お金の管理について訪問看護や日中の支援等で関係機関と協力しながらできることを考えることができたらいと思う。 ・ 本人のお金を守るところで成年後見制度を取り入れたほうが良いのではないか。 ・ 支援をする時に、支援者と妹の関係をもう少し強くしたほうが良いのではないか。 ・ 母と分離する場合、本人は社会とのつながりを持てたほうが良いと思うので就労継続支援B型などのサービス利用を考えるとよいのではないか。
自立支援協議会での意見（本日御出席の委員さんからの御意見）
・ ・ ・